

## 答 申

審査請求人（亡〇〇が提起し、その子である〇〇が行政不服審査法15条1項の規定に基づき、審査請求人の地位を承継した。以下「請求人」といい、特に亡〇〇を指す場合は「亡請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）亡請求人に対し令和5年6月1日付けで行った、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分のうち、別紙物件目録記載の〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇の土地（以下「本件土地」という。）に係る賦課処分（以下「本件処分」という。内容は別紙処分目録記載のとおり）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

本件土地は平成3年に売却により分割した。これにより平成3年3月に〇〇区長宛てに道路位置指定を申請し、指定された。それ以来、本件土地及び〇〇番地の〇〇は駐車場として使用しており、当然道路を設置してある。建設から30年経過し、道路の一部は縁石が壊れているが、その形状は見れば道路として確認できる。

〇〇区の道路位置指定通知書を認めながら道路として否定するのは矛盾している。本件位置指定部分は道路に該当し、設置から30年余経過し、一部縁石が破損している部分があっても入り口のごく一部で

あり、全体としては道路以外の何物でもない。

本件位置指定部分は〇〇区の取り決めで道路以外に使用できないことは明らかであり、経年劣化による一部縁石の破損を理由に否認するのは納得いかない。また、道路申請から30年の間、速やかに調査していれば縁石部分の破損もなく道路として認識できたはずであり行政の不作为といわざるを得ない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月15日	諮問
令和7年 5月13日	審議（第100回第4部会）
令和7年 7月 9日	審議（第101回第4部会）
令和7年 7月23日	審議（第102回第4部会）
令和7年 8月 8日	審議（第103回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 賦課期日

法359条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定される基準となる日）とする旨規定する（法702条の6の規定により、都市計画税についても同様である。）。

##### (2) 法による道路非課税の定めとその解釈

法348条2項5号は、「公共の用に供する道路」については、固

定資産税を課することができない旨規定している（以下「道路非課税」という。法702条の2第2項の規定により、都市計画税についても同様である。）。

ここにいう「公共の用に供する道路」とは、道路法が適用される道路を意味し、所有者において「何らの制約を設けず、不特定多数人の利用に供する道路」（大阪地方裁判所昭和41年6月27日判決・行政事件裁判例集17巻6号691頁）、あるいは「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているもの」（大阪地方裁判所昭和53年4月25日判決・判例タイムズ369号303頁）をいうものとされている。

そして、それに準ずる土地であっても、何らの制約なく一般公衆の利用に供されているものを別異に解する理由はないから、「道路法にいう道路に準ずるもの」と認められるものについても、公共の用に供する道路に包含されると解すべきであるとされている（福岡高等裁判所平成26年12月1日判決・平成26年(行コ)第18号）。

### (3) 東京都における固定資産税等の取扱い

ア 東京都においては、上記(2)の判決の趣旨等を踏まえ、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（令和3年11月24日付3主資固第220号主税局長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。）によるものとしている。事務提要は、東京都における固定資産税等の課税事務運営にあたり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図り、能率的にして統制ある事務処理を期するため、処理要領を示したもの（事務提要第1章第1節1）であって、上記記載の事務提要における道路非課税の適用要件に係る規定は、法348条2項5号及び702条の2第2項の解釈運用指針として、合理性を認めることができるものである。

イ 事務提要では、道路非課税の認定要件に関して、第2章第4節第2・12・(1)に以下のとおり定める。

「公共の用に供する道路」とは、原則として道路法にいう道路

(高速自動車国道、一般国道、都道、区道)をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、次のすべての条件に該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含める。

なお、利用上の制約を設けず不特定多数の利用に供されているか否かの認定は、当該道路の利用実態によって判断するものであるが、具体的には特定の関係人のみの通行を許可したり、一定の時間帯のみの通行を認めるなどの表示、門扉等の施設を設置したりしていない場合が該当するものである。

(ア) 道路の起終点がそれぞれ別の公道に接しているもの(略)

(イ) 道路全体を通して道路幅員が1.8m程度以上あるもの(以下略)

(ウ) 客観的に道路として認定できるもの

「客観的に道路として認定できるもの」とは、道路の形態を有し、道路と宅地等が塀、L形側溝及び縁石等により明確に区分され、道路以外の用に供されていないこと(具体的には、庭や駐車場等として、併用利用をしていないこと、道路部分の上空に建築物が存在しないこと、道路部分が原則として敷地面積に含まれていないものであること。)をいう。

ウ また、事務提要は、以下に掲げる土地についてはそれぞれ公共性が高いものとして、「公共の用に供する道路」に含めるとしている(事務提要第2章第4節第2・12・(2)・ア)。

2以上の家屋の用に供され、専ら通行のために使用されている土地(以下「共用私道」という。)のうち次の要件を具備するもの

(ア) 道路幅員が4m以上あるもの(新たに築造される場合とする。従前から存在していた道路の場合は幅員1.8m以上とする。)

(イ) 客観的に道路として認定できるもの

(ウ) 特定の関係人のみの通行を許可したり、一定の時間帯のみの通行を認めるなどの表示、門扉等の施設を設置するなど、当該共用私道の公共性を排除する私権の主張をしていないもの  
上記の認定にあたり「2以上の家屋の用に供され」ているとは、

家屋の利用状況が住宅か非住宅であるかを問わず、この2以上の家屋が当該私道に沿接しており、その家屋への通行のため当該道路が使われていることをいう。

また、「専ら通行のために使用されている土地」とは、通行以外の用に利用されていないことをいうものであり、「客観的に道路として認定できるもの」とは、上記イ・ウと同様である。

## 2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、本件土地の令和5年度の賦課期日（令和5年1月1日）現在の所有者は、亡請求人外2名であるから、亡請求人は、固定資産税等の納税義務を負うものである。本件では、本件位置指定部分の道路非課税が争点となっていることから、以下検討する。
- (2) まず、本件土地についてみると、本件土地は、地積285.69㎡、宅地と登記されており、本件位置指定部分は本件土地の一部分にあたる幅員4.00m、延長24.85mの土地である（別紙物件目録）。
- (3) 次に、本件位置指定部分について、事務提要の道路非課税の認定要件に沿って検討する。

### ア 上記1・(3)・イの要件該当性

本件位置指定部分は、国道、都道、区道のいずれでもないから、「道路法にいう道路」には該当しない。よって、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているものであるか、上記1・(3)・イ・(ア)ないし(ウ)の要件に該当するかについて検討する。

(ア) 上記1・(3)・イ・(ア)について、起点が区道、終点が本件土地内で、地番〇〇の〇〇との境界にあたるブロック塀となっており、道路の起終点がそれぞれ別の公道に接しているという要件を満たさない。

(イ) そうすると、道路に準ずるものと認定するためには、上記1・(3)・イ・(ア)ないし(ウ)の全ての要件を満たす必要があるところ、上記(ア)の要件を満たしていないので、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含めることはできない。

### イ 上記1・(3)・ウの要件該当性

(ア) 上記1・(3)・ウ・(ア)について

本件位置指定部分について、幅員が4.00mあり、建築基準法42条1項5号の道路位置指定の通知がなされていることが認められるから、要件を満たす。

(イ) 上記1・(3)・ウ・(イ)について

本件位置指定部分について、現況から、道路と宅地等が屏、L形側溝又は縁石によって明確に区分されていないことから、客観的に道路と認定できるものという要件を満たさない。

(ウ) 上記1・(3)・ウ・(ウ)について

本件位置指定部分の現況により、西側の道路と接する部分を除く本件土地の隣接地から、本件位置指定部分に出入りするための通路等は存在せず、自由に通り抜けられる共用私道の状態ではないから、2以上の家屋の用に供されているという要件を満たさない。

(エ) よって、上記(イ)及び(ウ)のとおり、本件位置指定部分は共同私道の要件を満たさないので、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含めることはできない。

(4) 上記(2)及び(3)のとおり、本件位置指定部分は、法348条2項5号にいう「公共の用に供する道路」に該当しないのであるから、道路非課税要件を適用せずに固定資産税等を賦課した本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであると認められる。

また、固定資産税等の課税の算定についても、違算等は認められない。したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、本件位置指定部分は〇〇区の取り決めで道路以外に使用できないことは明らかであり、経年劣化による一部の縁石の破損を理由に否認するのは納得いかないとし、道路申請から現地を検分する機会がありながら、これを行わなかった処分庁は行政の不作为であると主張する。

しかし、上記1・(2)のとおり、法348条2項5号にいう「公共の

用に供する道路」とは「何ら制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもの」とされており、その趣旨は、通行人が誰でも通行できることが明確に理解できることを求めるものである。よって、道路と宅地等が縁石等によって明確に区分されていることを「客観的に道路と認定できるもの」の認定要件と定める事務提要の解釈基準に不合理な点があるとはいえない。

また、本件位置指定部分が非課税と認定されるためには、上記1・(3)・イ及びウに掲げる事務提要に定める道路非課税の要件を満たす必要があるところ、本件位置指定部分は「道路法にいう道路」に該当しない(上記2・(3)・ア)。そして、本件位置指定部分は、その現況からすれば、道路と宅地等が屏、L形側溝又は縁石によって明確に区分されていないことから、「客観的に道路と認定できるもの」という要件を満たしているとはいえず(同・イ・(イ))、加えて、西側の道路と接する部分を除く本件土地の隣接地から、本件位置指定部分に出入りするための通路等は存在しておらず、自由に通り抜けられる共用私道の状態ではなく、「2以上の家屋の用に供されている」という共同私道の要件も満たしていない(同ウ)。よって、本件位置指定部分は、「道路法にいう道路に準ずるもの」の要件を満たさず、法348条2項5号にいう「公共の用に供する道路」に該当しないことは明らかである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙(略)